

はじめに

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害では、建物の崩壊や津波からの避難が遅れたことにより、自力で避難することが困難な障害者や高齢者等が多数犠牲となりました。また、新潟豪雨や関東・東北豪雨では、多くの方が建物等に取り残され犠牲となりました。

こうした教訓を踏まえ、国は、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正するとともに、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改訂して、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針」を作成しました。

改正された災害対策基本法では、地域防災計画の定めるところにより避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援に必要な細目について別に計画を定めることを全国の市町村に求めています。

このことから、本市では、平成18年度より国のガイドラインにより推進してきました「災害時要援護者支援制度」を見直し、新たに「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定することにより、対象者の範囲、自助・共助・公助の基本的な考え方、避難行動要支援者の情報の収集・提供の方法、安否確認等の基本的事項等、本市の避難支援に必要な事項を定めました。この計画の策定を機会に、基本的な考え方を地域住民や関係団体等と共有することで、地域のさらなる安全・安心体制を図り、災害時に支援を要する方の適切かつ迅速な支援を目指します。加えて、地域で共助を補完する手段として避難行動要支援者名簿を活用し、平常時からの避難支援体制を構築することを目指します。

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のうち、特に配慮が必要となる避難行動要支援者に対し、災害または災害が発生する恐れがある時（以下、「災害時等※」という。）に適切かつ迅速な避難支援ができるよう、基本的な方針や対策等の必要な事項を定めるものです。

更に、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担を明確化した避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

※「災害時等」とは、地震災害及び風水害等のあらゆる災害を指します。

2 計画の位置付け

茅ヶ崎市で起こりうる災害全般に関する総合的な対策は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）42条に基づき、茅ヶ崎市地域防災計画に定められています。

茅ヶ崎市地域防災計画は、茅ヶ崎市防災会議が策定した計画であり、神奈川県「神奈川県地域防災計画」と連携した計画です。

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）（以下「全体計画」という。）は、茅ヶ崎市地域防災計画の下位計画として、必要な細目を策定するものです。全体図を図1に示します。

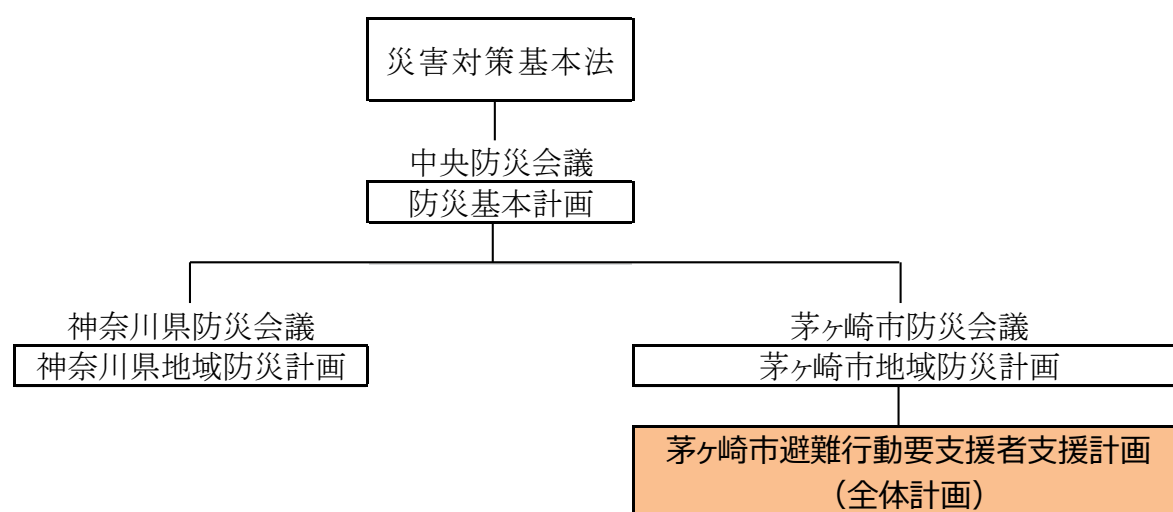


図1 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）の位置付け

3 基本的な考え方

災害等による被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」、「公助」それぞれが災害対応力を強化し、連携することが重要となります。

例えば、阪神淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された全体の約4分の3の方々は、地域住民によって救出されているという実態があります。また、東日本大震災では災害規模が甚大であったことから、「公助」の主体となる行政自体が被災し、行政の支援機能が大きく損なわれました。

このように、過去の大規模災害を教訓として、いつ起こるかわからない様々な災害に対応するためには、国や自治体の支援である「公助」だけでなく、自らの命は自らで守る「自助」や、近隣が互いに助け合って地域を守る「共助」の必要性が再認識されています。

このことから本市では、地域の関係者の相互連携による、協力体制を構築し、自助・共助・公助がそれぞれ協働して一体となった防災体制の確立を目指すこととします。

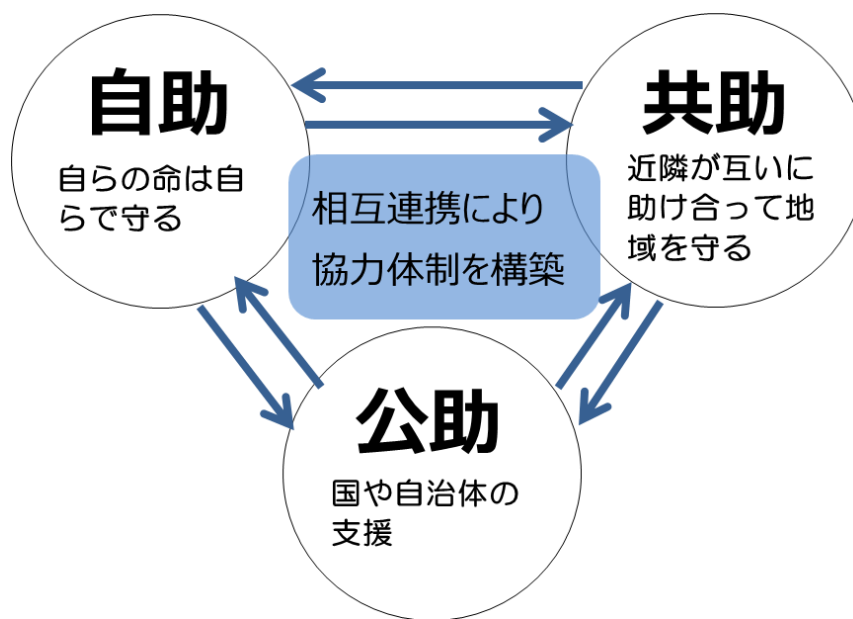


図2 自助、共助、公助の概念図

第2章 避難行動要支援者支援制度の概要

1 避難行動要支援者支援制度について

災害時等に特に支援を要する方である避難行動要支援者を事前に市が名簿登録し、本人に同意を得た上で、消防機関、警察、自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者に平常時から提供することにより、災害時等に避難行動要支援者に対して、避難支援や安否確認等が行われることで、災害から保護することを目的とした仕組みです。

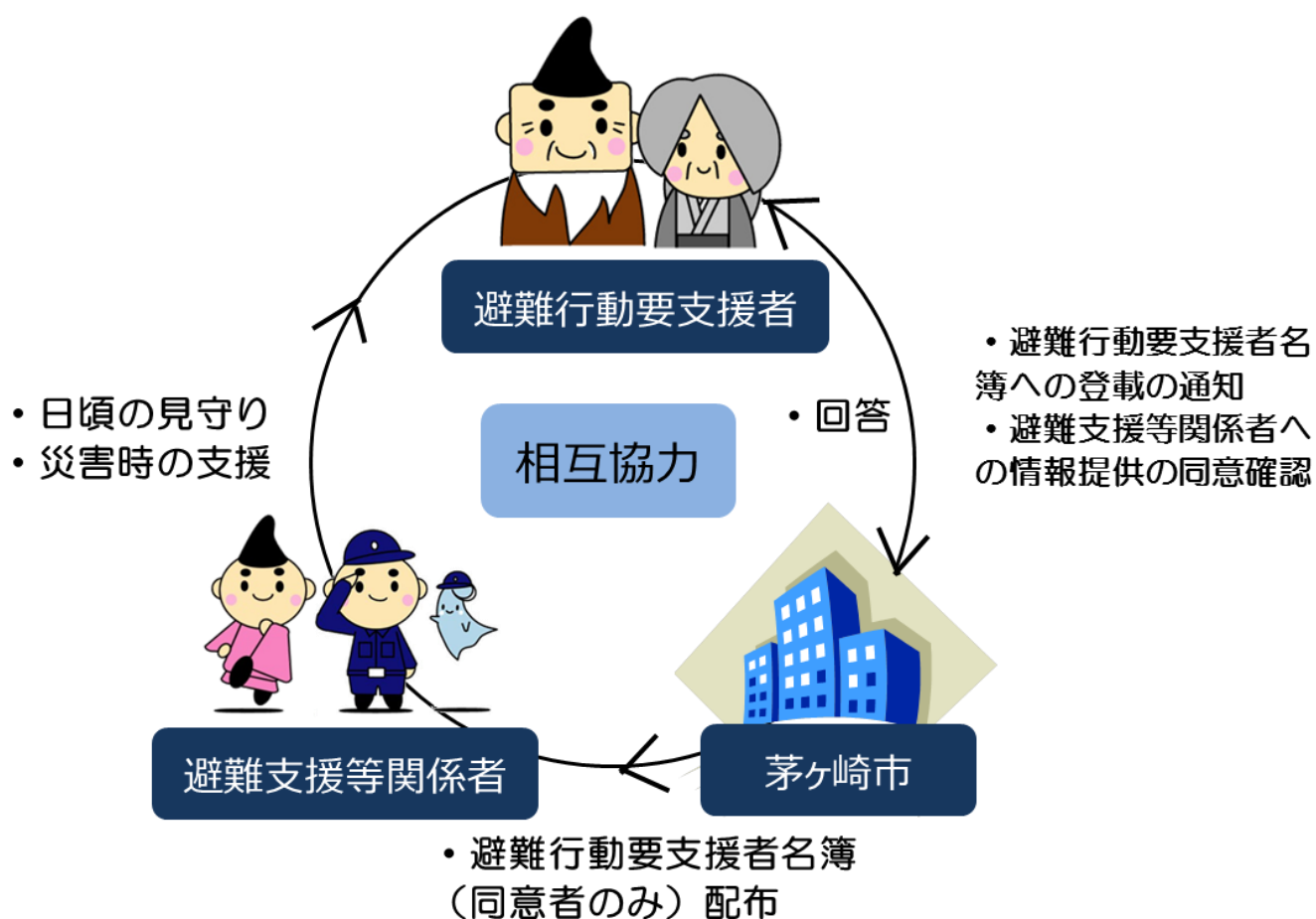


図3 避難行動要支援者支援制度のイメージ

2 避難行動要支援者の定義

要配慮者のうち、災害等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を、避難行動要支援者とします。避難行動要支援者は、茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより、図4のとおり

りです。なお、病院や施設に入所されている方は名簿掲載の対象外となります。

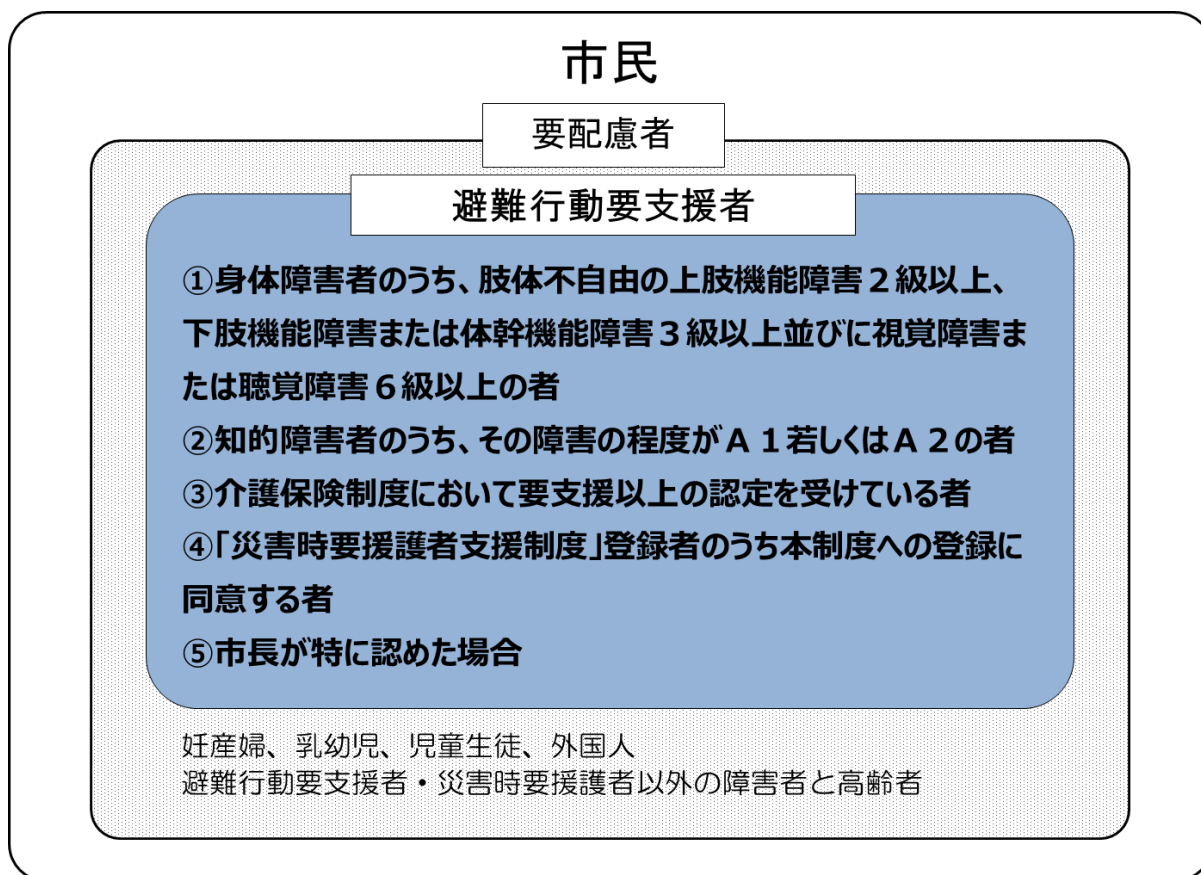


図４ 要配慮者と避難行動要支援者

３ 避難支援等関係者

平常時から、避難行動要支援者名簿を活用し、日頃からの声掛けや安否確認等を通じて避難行動要支援者の見守り活動を行うことや、災害等に避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援の実施に携わる関係者のうち、茅ヶ崎市地域防災計画に定めのある者を、避難支援等関係者といいます。本市では、次の者を定めます。

- (1) 消防機関
- (2) 警察
- (3) 自治会
- (4) 自主防災組織
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 地域包括支援センター

なお、避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はそ

の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。また、避難行動要支援者への避難支援は、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的責任や義務を負うものでもありません。

4 その他関係団体等

日頃より避難行動要支援者と関わり、支援している団体等です。市や避難支援等関係者との連携により、避難行動要支援者の支援を行います。

- (1) 福祉事業者
- (2) 福祉相談室
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 専門職ボランティア
- (5) まちちから協議会
- (6) その他関係団体

5 役割

市及び避難支援等関係者の役割について以下に示します。

No.	主体	平常時の役割	災害時の役割
1	市	①避難行動要支援者名簿の作成及び提供 ②避難行動要支援者の情報の更新及び管理 ③地域への情報提供に係る同意について働きかけ ④地域へ情報提供した避難行動要支援者情報の更新に係る支援（個別計画の作成） ⑤全体計画の周知・啓発及び進捗管理 ⑥災害や避難に関する情報伝達体制の整備 ⑦避難支援等関係者との協力関係の構築 ⑧個別計画の作成について避難支援等関係者への協力 ⑨避難所（公立小・中学校）の要配慮者及び避難行動要支援者の受入体制の整備 ⑩防災訓練の支援・協力	①避難情報等の発令及び伝達 ②避難状況及び安否情報の把握及び指示 ③被害状況・救援ニーズの把握 ④避難所（公立小・中学校）の開設 ⑤避難所での対応が困難な場合の福祉避難施設の開設及び誘導 ⑥救援要員の派遣、救援物資供給 ⑦関係団体・事業者への支援要請 ⑧地域包括支援センター、事業者及び関係団体へのサービス提供の継続依頼 ⑨災害ボランティアセンターの設置及び人的、物的支援
2	茅ヶ崎消防	①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有	①火災・消火活動 ②避難誘導・救出・救助 ③避難情報等の伝達
3	消防団	①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有	①火災・消火活動 ②避難誘導・救出・救助 ③避難情報等の伝達
4	茅ヶ崎警察署	①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有	①避難誘導・救出・救助 ②交通対策 ③行方不明者・死者への対応 ④市域の安全・安心の確保
5	民生委員・児童委員	①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ②日頃の見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ③支援が必要だと思われる方の避難行動要支援者名簿登録への働きかけ ④市との連携による個別計画の作成及び更新への協力 ⑤避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加	①避難情報等の伝達と安否確認及び避難支援 ②在宅及び避難所（小・中学校）における避難行動要支援者の相談対応 ③要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ④市、関係団体・事業者等との連携協力
6	自治会及び自主防災組織	①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ②日頃の見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ③市との連携による個別計画の作成及び更新への協力 ④避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加	①避難情報等の伝達と安否確認及び避難支援 ②要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ③市、関係団体・事業者等との連携協力
7	地域包括支援センター	①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ②総合相談支援業務等における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ③避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加 ④BCP（業務継続計画）の準備	①避難情報等の伝達と安否確認 ②情報伝達体制、避難支援体制の整備 ③地域包括支援センターの業務継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力

表1 市と避難支援等関係者の役割

その他関係団体等の役割について、以下に示します。避難支援等関係者との連携により、重層的な支援につなげることを目的とします。

No.	主体	平常時の役割	災害時の役割
1	福祉事業者	①日常業務における同意確認への協力 ②避難行動要支援者参加型の防災訓練への参加・協力 ③BCP（業務継続計画）の準備	①利用者の安全確保 ②避難情報等の伝達と利用者への安否確認 ③業務の継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力
2	福祉相談室	①総合相談支援業務等における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ②避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加 ③BCP（業務継続計画）の準備	①避難情報等の伝達と安否確認 ②情報伝達体制、避難支援体制の整備 ③福祉相談室の業務継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力
3	社会福祉協議会	①日常業務における同意確認への協力 ②避難行動要支援者名簿（本人同意あり）の情報に関する更新への協力 ③専門職ボランティアへの登録支援 ④BCP（業務継続計画）の準備	①避難情報等の伝達と安否確認 ②業務の継続 ③市、関係団体・事業者等との連携協力 ④災害ボランティアセンターの設置及び運営
4	専門職ボランティア	①同意確認への協力 ②避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加	①避難情報等の伝達と安否確認 ②避難支援 ③避難所（公立小・中学校）における避難行動要支援者の相談対応
5	まちぢから協議会	①自治会・自主防災組織との連携協力	①自治会・自主防災組織との連携協力
6	その他関係団体	①日常業務における同意確認への協力 ②避難行動要支援者参加型の防災訓練への参加・協力 ③BCP（業務継続計画）の準備	①利用者等の安全確保 ②避難情報等の伝達と利用者への安否確認 ③業務の継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力

表2 その他関係団体の役割

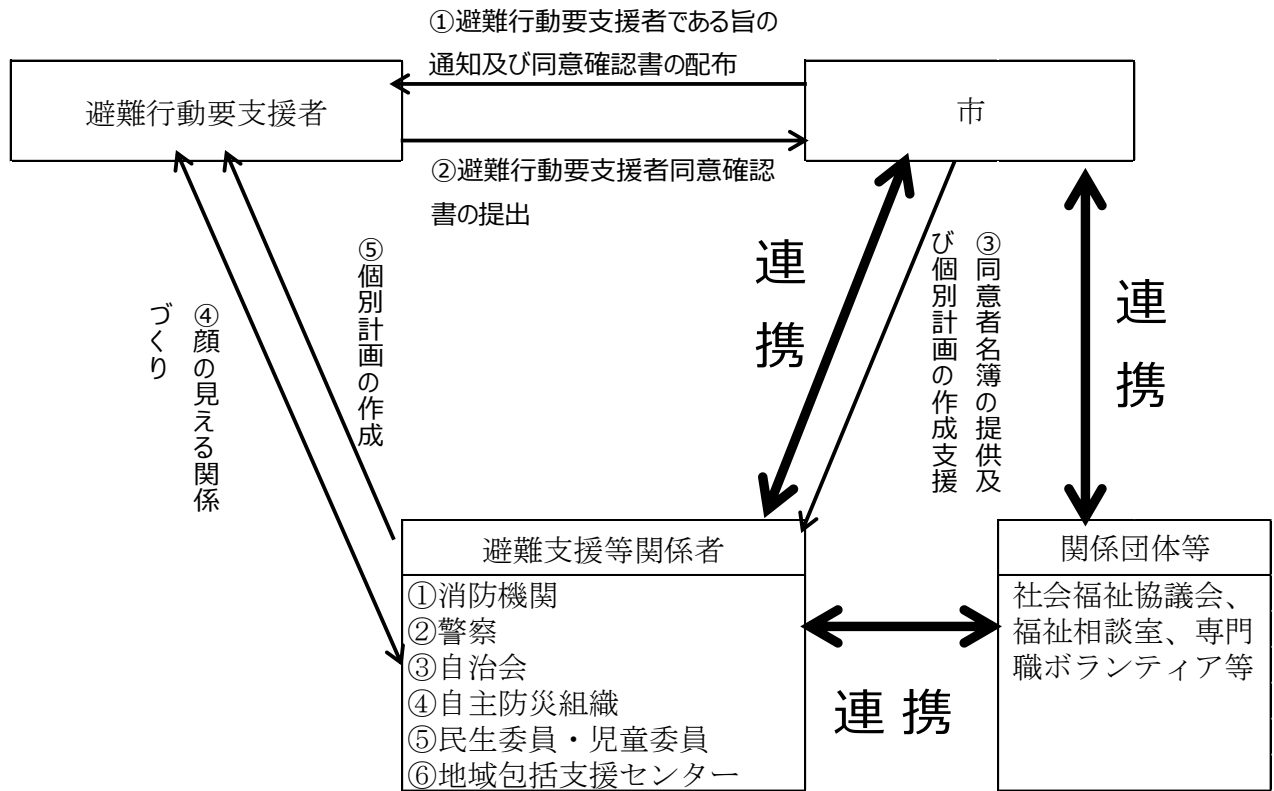


図5 避難行動要支援者名簿提供等の流れ

第3章 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

1 避難行動要支援者名簿情報の作成

(1) 情報の抽出方法

避難行動要支援者名簿の作成のため、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、以下の市が管理する情報から対象となる避難行動要支援者情報を抽出します。

台帳の種類	担当部署
身体障害者手帳交付等申請者名簿	障害福祉課
療育手帳交付台帳	障害福祉課
介護保険受給者台帳	高齢福祉介護課

表3 市の関係部局で管理する情報

(2) 避難行動要支援者名簿の記載項目

避難行動要支援者名簿の情報は、基本情報と詳細情報とし、次のとおりです。

ア 基本情報

市が管理する情報から抽出した、避難行動要支援者情報は以下の項目となります。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所または居所
- (オ) 避難支援等を必要とする事由
 - ・介護認定区分
 - ・障害等級

イ 詳細情報

市が実施する本人同意確認において、対象者本人（もしくはその家族等）から収集した情報は以下の項目となります。収集した情報は、個別計画を作成するために必要な事項も含まれます。

- (ア) 電話番号その他の連絡先
- (イ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
 - ・世帯の状況、日中の過ごし方、自力での避難の可否、避難所までの移動、コミュニケーションの取り方等

2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、「災害または災害が発生するおそれのある時に対象者の同意の有無に関わらず、法令等に基づき関係者に提供される情報（災害時等に提供する名簿）」を基本とします。このうち、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することについて本人の同意を得た者の情報については、リスト化して平常時から避難支援等関係者に提供いたします（平常時に提供する名簿）。（別紙参考資料2）

(1) 災害時等に提供する情報

避難行動要支援者全てを対象とした情報です。避難支援等関係者に平常時に情報を提供することに同意した者及び同意しない者全ての情報が掲載されています。

災害または災害が発生するおそれがある時には、避難行動要支援者の支援のため、避難支援等関係者及びその他の関係者に対し、状況に応じて必要な名簿情報が提供されます。

(2) 平常時に提供する情報

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時に情報を提供することに同意した者のみを対象とした情報です。いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるために、平常時における顔の見える関係づくりに役立てます。

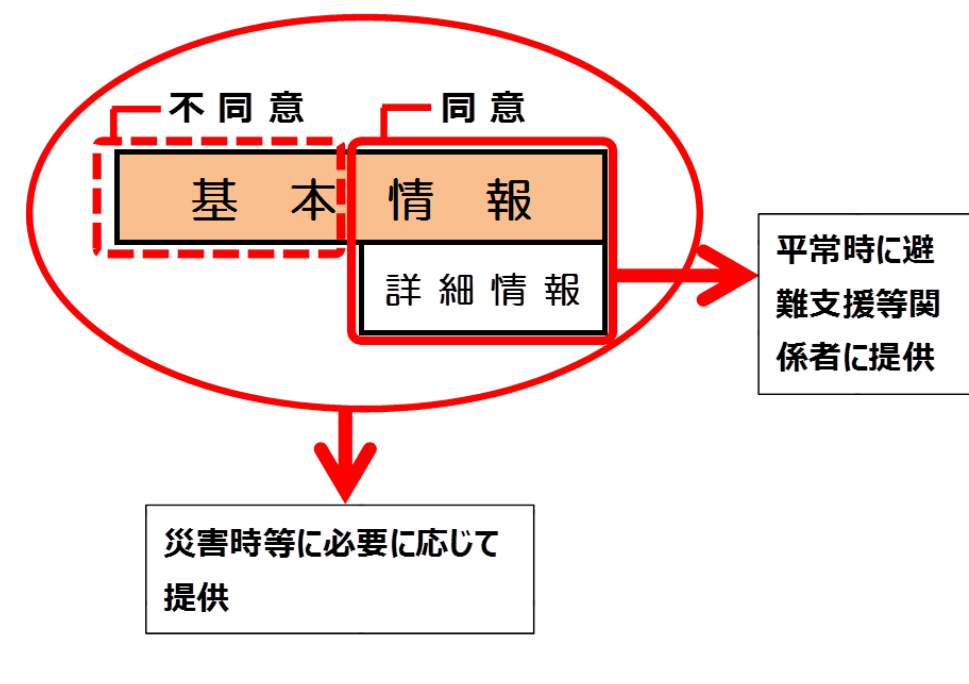
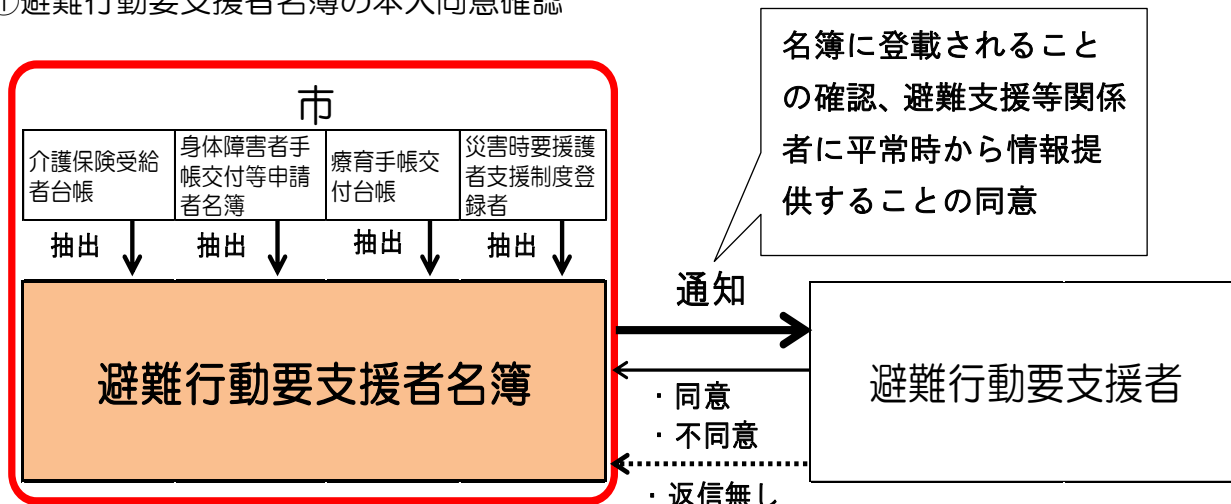


図6 避難行動要支援者名簿情報

①避難行動要支援者名簿の本人同意確認



②本人同意確認後の同意情報の地域への提供

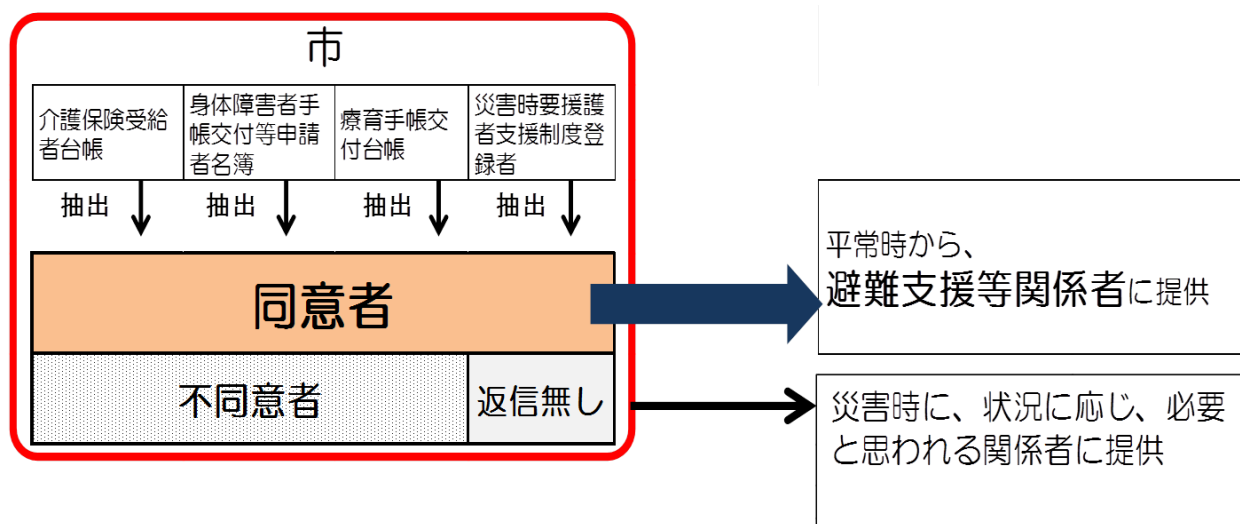


図7 同意確認等の流れについて

3 名簿情報の更新

避難行動要支援者名簿のうち、市の関係部局で管理している基本情報については、毎月第2営業日において更新することとします。また、詳細情報に変更が生じた場合については、避難行動要支援者からの申請により、情報の更新を行うものとします。申請は、避難行動要支援者同意確認書をもって届け出ることとします。

詳細情報の更新については、避難行動要支援者自身の最新の情報を把握することが重要であることから、市は、基本情報のうち、介護等級区分及び障害等級に変更があった場合、詳細情報に変更があることが想定されるため、本人からの申請を通知により随時求めることとします。

4 避難行動要支援者名簿の情報の管理

(1) 避難行動要支援者名簿の情報管理

市は、避難行動要支援者名簿の情報を、避難行動要支援者支援システムで管理するとともに、災害または災害が発生するおそれがある場合、迅速に活用できるよう、紙媒体で保管するものとします。

(2) 避難行動要支援者支援システムによる管理

避難行動要支援者の情報については、避難行動要支援者支援システムにより情報の更新及び修正等を行います。

避難行動要支援者支援システムの運用にあたっては、担当職員にパスワード等を付与し取り扱こととします。また、その際指定された職員以外に漏えいしないよう適正な管理を行うなど、情報セキュリティの維持に努めます。

また、バックアップ用のハードディスク（RDX等）を用意し、データ破損の際にも迅速に復旧できるようにします。バックアップの頻度は2週間に1度とし、バックアップ用のハードディスクは市と別所の2か所で保管します。

(3) 紙媒体の管理

紙媒体での管理は、障害福祉課と高齢福祉介護課の両課で施錠ができる保管庫等に保管し、必要時以外の持ち出し及び部外者の閲覧ができないよう厳重に管理します。

第4章 避難行動要支援者名簿の提供

1 避難支援等関係者への平常時の名簿の提供

市は、本人同意を得た避難行動要支援者名簿情報を、避難支援等関係者へ年2回提供します。なお、詳細情報の変更がある場合は、同意した避難行動要支援者からの申請をもとに更新を行うこととします。

2 避難行動要支援者名簿を活用した個別計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の作成を避難支援等関係者と進めるとともに、その情報について共有することとします。

個別計画の作成にあたっては、避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への情報提供における本人同意確認の際に、同意がある場合に個別計画に必要な詳細の項目を詳細情報として把握いたします。避難行動要支援者の心身の状況は常に変化することが想定されることから、その状況については避難支援等関係者に協力を得ながら把握することとします（参考資料6）。

3 名簿提供における個人情報保護の考え方

(1) 秘密保持義務（法第49条の13）

名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった、極めて秘匿性の高い情報となります。このため、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等のプライバシーの保護並びに制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対して、目的以外に使用しない旨の守秘義務を課すものとします。これは、避難行動要支援者の避難支援等に携わらなくなった後も、同様とします。

また、名簿情報は避難支援の目的の範囲内での利用とし、当該登録者の抹消や死亡等の理由で避難支援に利用する必要がなくなった情報については、速やかに返却報告書（参考資料3）をもって市に返却することとします。

(2) 受領書兼誓約書

市では、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際に、避難行動要支援者名簿（平常時）受領書兼誓約書（参考資料4）の提出を求めることとします。

(3) 名簿の複写、保管及び引継ぎ

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、可能な限り名簿を施錠可能な場所に保管するものとします。また、情報共有等のために複写する際は、必要最小限の枚数とし、名簿の紛失等が発生しないよう管理を徹底することとします。また、名簿管理責任者の交代があった際には、避難行動要支援者名簿管理責任者交代届を速やかに市へ届け出るとともに（参考資料5）、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行うよう求めます。

(4) 更新及び回収

避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、避難支援等関係者に対し本人同意を得た避難行動要支援者名簿情報を年2回提供します。既に配布している名簿については市が回収のうえ、細断等により適正に処分するものとする。

(5) 個人情報の取扱いに関する研修の実施

避難支援等関係者に対し、名簿提供時に個人情報の取扱いに関する研修を開催することとします。

(6) 災害時の名簿提供について

災害対策基本法第49条の11第3号の規定に基づく「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」における名簿（本人の同意を得ることを要しない名簿）の提供は、災害対策地区防災拠点（市内小・中学校32校）等を経由して提供します。

第5章 周知・啓発

1 避難行動要支援者支援制度の周知及び啓発

(1) 避難行動要支援者及び名簿登載希望者

市は、避難行動要支援者及び名簿登載希望者に対し、制度の目的や内容及び意義の周知・啓発に努め、災害等の避難支援につなげられるよう、支援の際に自身を知ってもらうことが必要なため、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報提供について、可能な限り同意を得られるよう働きかけて参ります。

(2) 避難支援等関係者及びその他関係団体

避難行動要支援者を円滑かつ迅速に避難支援するためには、避難支援等関係者の制度への理解と協力が不可欠となります。そのため、制度に対する説明、安否確認や避難誘導等の避難支援を行う際に配慮すべき事項及び防災に関する知識についての理解を深められるよう、周知・啓発に努めて参ります。

(3) 周知・啓発の方法

地域の防災力の強化のための理解及び協力を得るために、制度に関する読みやすいパンフレット等を作成し、各公共施設に配布するほか、広報紙、ホームページ等のあらゆる広報媒体を活用し、防災訓練や地域での災害に対する活動等の様々な機会をとらえ、進めて参ります。

第6章 地域及び行政の避難支援体制づくりについて

1 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」（災害対策基本法第49条の10）ものです。

避難行動要支援者名簿は、平常時における取り組みが、災害時において有効に機能することで一人でも多くの避難行動要支援者の生命又は身体が保護されることを目的としています。

そのため、避難行動要支援者名簿を避難支援、安否確認を行うための手段として活用し、それが実効できる避難体制づくりを進めていくことが求められます。

2 地域特性に応じた災害リスクの理解

本市はその地理的又は都市構造上等の理由から、地震災害だけでなく、大規模地震時の延焼火災、大雨・台風に伴う河川のはん濫、土砂災害の発生が想定されています。

これら災害は全市的に一律同様の被害が想定されてはならず、各地域の特性によって固有の災害リスクを有している場合があります。

適切な避難支援体制づくりを進めていくうえでは、地域特性に応じた災害リスクを知り、「何に對して」、「どう備えるか」ということを具体化することが不可欠です。

市が発行している各種ハザードマップ等を活用し、地域特性に応じた災害リスクを理解することが重要です。

3 自助の取り組み

災害による被害をできるだけ少なくするための基本となるのは、一人一人が自分の身の安全を守る「自助」の取り組みが重要です。

「自助」の取り組み強化は、自分自身を守ることのみならず、「共助」や「公助」が支援すべき絶対数や支援の度合を軽減することにつながるとともに、自分自身が「共助」や「公助」の担い手として活動することが可能となることから、「共助」や「公助」の力が高まることにもつながります。

「自助」の具体的な日頃の備えについて、以下に述べていきます。

(1) 共通事項

ア 災害リスク及び避難経路等の把握

地震災害や風水害による災害リスクが居住地や他の生活エリアにどの程度及ぶのかということを市が発行しているハザードマップ（津波、液状化、洪水、土砂

災害）等で把握しておくことが必要です。また、災害リスクの状況に応じて、避難経路や避難場所等を事前に確認しておくことが重要となります。

イ 非常時持ち出し品の用意及び食糧等の備蓄

各家庭において、災害に備えた食糧や飲料水、生活用品は 1 週間分を目標に備蓄されることが求められます。また、薬（お薬手帳）、紙おむつや携帯用トイレ、眼鏡や補聴器及び杖等、避難や避難先において避難者自身が固有に必要とする備蓄品の準備は大切となります。

なお、とっさに避難する際にも最低限必要となるものについては、リュックサック等の非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せるようにしておくことが必要です。

ウ 地域との顔の見える関係づくり

日頃から地域の身近な人たちとの交流を大事にし、日頃の挨拶や地域の行事等を通して互いの理解を深め、顔の見える関係づくりをしていくことが重要です。そうすることが、いざという時に地域や隣近所で互いに協力し合うことができる環境づくりの一環となります。

また、災害時に支援を必要とする方については、親族等の緊急連絡先、病名と医薬品、かかりつけの医療機関、必要な医療器具等を書き込んだメモや手帳等を準備しておくことが必要な支援を受けるための大切な準備となります。

(2) 地震災害

ア 建物の耐震化

地震による建物の倒壊は、それ自体で生命を脅かしかねません。特に旧耐震基準（昭和56年5月以前の建築確認申請に基づき建設された建物）は、耐震性に課題があることから、耐震補強等を行うことが重要です。

イ 家具等の転倒防止対策

地震の揺れにより、固定されていない家具等が転倒し、負傷したり、転倒した家具等により避難経路が塞がれ、避難に支障が出ることを防ぐため、家具等の配置を見直しや固定対策など事前対策が重要です。

ウ 出火防止対策

地震発生後の出火防止対策として、消火器の設置や火災警報器の設置、地震動を感知すると自動的にブレーカーが切れる感震ブレーカーの設置が有効です。

(3) 風水害

ア 浸水対策等

強い風雨が予想される場合は、住宅の浸水危険箇所に事前に土のうを積み、自宅周囲の植木鉢や洗濯竿など飛ばされないよう固定する工夫も大切です。また、自宅周辺の排水溝に枯葉等が集積・堆積している場合には、取り除いたり、状況に

より市に連絡し、事前に排水機能の低下を防いでおくことが有効です。

イ 気象情報等の確認

台風や大雨については、テレビ報道や気象警報等の発表により事前に災害リスクを知ることができるほか、降雨前又は降雨が弱い時に夜間を避けた避難が可能となる場合がありますので、台風や大雨に備えた気象警報や市からの避難情報等を入手する手段の確保が必要となります。

4 共助の取り組み

(1)避難支援体制づくり

災害時における避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認を実施する体制づくりを進めるためには、平常時の顔の見える関係作りが進められ、地域住民一人ひとりが、自分の身近に災害時において支援が必要な方がいることの気づきを得られる環境づくりが重要です。

避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制づくりにおける留意点は次のとおりです。

ア 「どこに」、「誰が」、「どんな状態で」等の情報が記載された名簿を活用し、マップ上で確認するなどして、実効性のある避難支援、安否確認を検討することが必要です。

イ 自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等と災害時における活動の役割分担を共有し、地域一体となった避難支援体制の構築が必要です。

ウ 避難支援にあたっては、避難行動要支援者の特性を踏まえ、実質的に避難支援をするために必要な人員、必要な資機材、避難ルート等を把握したうえ、避難支援等を行う者が災害の危険性から逃れながら、避難行動要支援者と可能な限り同様の避難行動が取れるよう配慮し、且つ複数人員を定めることが推奨されます。

エ 安否確認にあたっては、組・班等の最小単位から、一時（いつとき）避難場所へ情報を集め、更に自主防災組織の本部である地域防災拠点で情報を集約するなど、効率的に地域全体を網羅的に把握できる体制の構築が推奨されます。

オ 避難の支援、安否の確認を行う体制等を検討したうえ、地域全体でのルールづくりが有効です。

※次頁、避難支援・安否確認の全体像参照

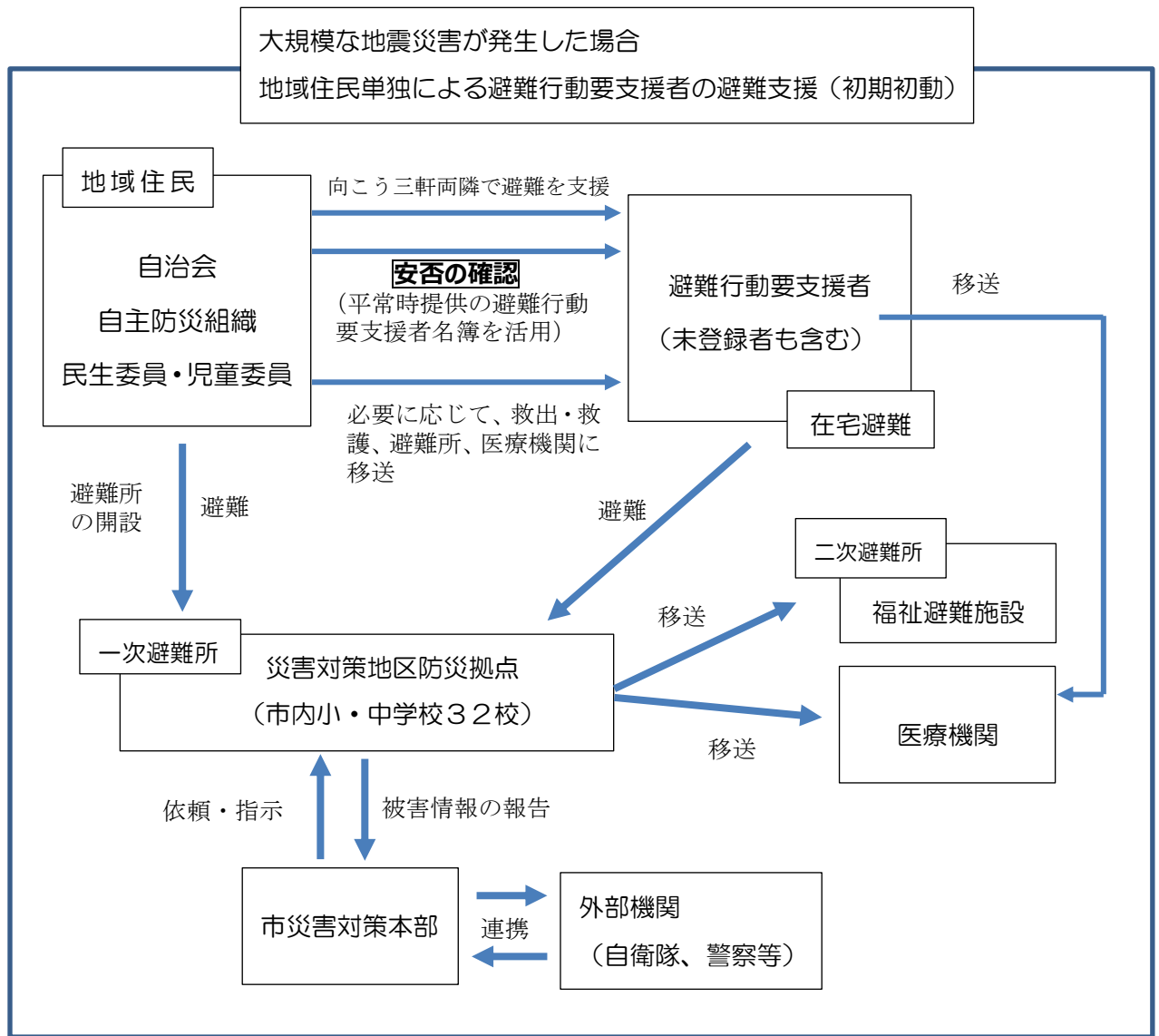


図8 大規模な地震災害が発生した場合の地域住民単独による避難行動要支援者の避難支援（初期初動）

5 市の支援体制

(1) 避難情報の発令

市は、状況に応じて避難所の開設、避難情報等を発信します。なお、避難行動要支援者自身については、災害が発生するまでに時間的猶予のある段階で発令される「避難準備情報」は、避難行動要支援者の避難を促されるとともに、避難支援等関係者の支援行動が求められます。（下表参照）

発信情報	想定される状況	取るべき行動
避難準備情報	災害が発生する可能性が高まっている	➡避難するための準備を開始する ➡避難に時間を要する方(高齢者、障害者など)は、避難を開始する
避難勧告	災害が発生する可能性が明らかに高まっている	➡避難を開始する
避難指示	災害が発生する可能性が極めて高い、または現に発生している	➡避難していない方は、ただちに避難を開始する ➡避難に時間的な余裕がない場合は、近隣の高い建物や、屋内の2階などで安全を確保する

表4 避難情報の発令

(2) 情報伝達の手段

避難情報等は、防災行政用無線や地域情報配信システム、ホームページや携帯電話各社の緊急速報メール・エリアメール、ツイッター、t v k（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ等を活用し、迅速かつ正確に伝達し、周知されるよう整備に努めます。

また、避難行動要支援者及び避難支援等関係者自身が情報を自ら積極的に取得していくよう啓発を行っていきます。

(3) 避難所における支援

災害発生時は、公立小・中学校を避難所として設置し、被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難所生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。

ア 避難所運営における避難行動要支援者の留意点

避難所を運営するにあたっては、要配慮者用のスペースを区分すること、そのスペースはトイレに近い場所や階段を使わなくても行動可能である場所であること等に配慮します。

イ 食料と生活必需品

避難行動要支援者の身体状況を把握し、必要となる食料や生活必需品についての要請等の実施に努めます。また、これらの配布にあたっては、公平な分配がされるよう配慮します。

ウ 情報の提供

避難所内へのテレビやラジオの設置、地域情報を知らせる掲示板の設置等により、正しい情報を的確に提供できるよう努めます。また、情報の取得が困難である避難行動要支援者に対して、言葉や動作を理解できるように確実な情報伝達に配慮します。

エ 相談窓口の設置

市は避難所に避難している避難行動要支援者からの各種相談に対応する相談窓口を設置します。

オ 医療班と医療救護所による支援

避難行動要支援者の心と身体のケアをするために、必要により専門職員の派遣を国や県の機関、医療機関等の専門機関に要請します。

カ ボランティアとの連携

必要に応じ、ボランティアの支援を要請します。避難行動要支援者への支援にあたって、ボランティアが有効に活動できるよう体制整備に努めます。

(4) 在宅の避難行動要支援者への支援

ア 情報収集と情報提供

在宅の避難行動要支援者については、避難支援等関係者と連携し、情報収集及び必要な情報提供を行うよう努めます。

イ 在宅サービスの継続・提供

災害後において、在宅サービスが継続的に実施されるよう、業務継続計画の策定等も含め、関係事業者への協力を求めます。

ウ 物資の供給

収集した情報をもとに現状を把握し、関係団体や県との連携のもと、必要な物資を可能な限り速やかに供給できるよう努めます。

(5) 福祉避難施設の開設及び避難行動要支援者受け入れの検討

ア 2次避難所（福祉避難施設）

市は、公立小・中学校を避難所として指定し、2次避難所として市内企業や県立高等学校、福祉避難施設として社会福祉施設等と協定を締結しています。

また、風水害時に一時的に避難者を受入れることを目的とした施設として、早期避難所を指定しています。

平成28年12月1日現在

役 割		施 設	数
早期避難所（風水害時のみ）		公民館ほか	8施設
避難所		公立小・中学校	32校
2次避難所	2次避難施設	県立高等学校	4校
		協定先私立学校	1校
		協定先企業等	5施設
	福祉避難施設	協定先社会福祉施設	30施設
		県立茅ヶ崎養護学校	1校

表5 福祉避難施設等一覧

イ 2次避難所（福祉避難施設）を補完する新たな福祉的施設

福祉避難施設は、協定を締結した施設の状況や災害の規模により受入れ体制が整わない場合を想定し、災害時に活用が想定されていない公共施設等の新たな福祉拠点の検討を進め整備に努めてまいります。

ウ 2次避難所（福祉避難施設）への移送

また、避難行動要支援者が避難所へ避難した後、心身の状況から避難生活に対する配慮や介護の必要性があり、専門性の高い対応が必要である場合については、市と避難行動要支援者の家族、避難支援等関係者及び福祉事業者等が協力し、避難行動要支援者の状態に応じた手段を確保し、可能な限り福祉避難所へ移送します。

（6）広域的な連携による避難支援

災害時には被災した行政のみの支援機能には制約があることから、近隣市町村との協定のほか、他県等も含め、広域的な支援が受けられるような平常時からの体制整備に努めます。

第7章 避難支援体制づくりへの支援

災害時に支援を要する方の適切かつ迅速な避難支援のためには、避難行動要支援者と避難支援等関係者をはじめとする地域との連携が不可欠です。そのためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした協力関係を作ることが必要です。災害意識を高めるとともに、避難行動要支援者への支援についての合意形成等を地域で行っていただけるよう、継続的に支援して参ります。

1 避難支援体制づくりにおける市からの支援

地域の避難支援体制づくりを支援することを目的として、市では次の支援メニューにより地域の取り組みをバックアップします。

(1) ワークショップの開催

名簿を活用した避難支援をどのように行っていくかの話し合いをより円滑に進めるために、ワークショップの開催を支援します。

○問題・課題ワークショップ

○名簿を活用した支援のためのワークショップ など。

(2) 避難行動要支援者支援制度の研修会の開催

制度の目的、個人情報の取扱い等についての研修会を開催します。

(3) 地区防災訓練等の支援

平常時には、避難行動要支援者の速やかな避難行動のために必要な情報を把握し、災害時にスムーズに避難支援を実施できるよう地域の特性や避難行動要支援者の状況に応じた実践的な訓練を行うことが有効であることから、各地域において避難行動要支援者名簿を活用した避難支援、安否確認が円滑に図られるよう、市は各地区が主催する地区防災訓練等を支援します。

(4) 個別計画作成支援

避難支援等関係者からの個別計画作成に係る相談への対応等、実行性のある避難支援がなされるよう、個人計画作成における必要に応じた支援を行います。

(5) 顔の見える関係づくりのための交流会

平常時からの避難行動要支援者と地域との交流会の開催について支援します。

2 平常時の名簿提供のための同意確認について

災害時の声掛けや安否確認及び避難支援等の迅速な実施のためには、平常時に可能な限り多くの名簿情報を避難支援等関係者へ提供することが重要です。そのために、同意について不同意、返信の無い方について、関係団体及び事業者等との協力により、居住実態を確認するとともに、可能な限り同意を得られるよう努めます。

【参考資料】

参考資料1 障害者及び高齢者の特徴と避難行動時のニーズ（案）

分類		特徴	避難行動時のニーズ
要介護高齢者／要支援高齢者	ひとり暮らしの高齢者等	・体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより自力で行動できても、屋外では自力での行動が困難な場合がある。 ・避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。 ・夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる場合がある。 ・地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	・迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。 ・避難時の移動手段の確保について支援する。 ・必要物資が確保できているか確認する。
	ねたきり高齢者等	・手足の関節や筋肉などの運動機能やバランス機能が低下しており、自力での行動が困難である。 ・体温調整機能の低下から、温度への変化等への抵抗力が弱い。	・避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具を用意する等の支援が必要である。 ・安否確認時に安全な場所にいるかを確認する。 ・必要物資が確保できているか確認する。 ・付添が確保されているかを確認する。
	認知症の高齢者等	・記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊等の症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。 ・単独での避難が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のケガ等を負う可能性がある。	・自分で危険を判断し行動することが困難である。 ・自分の状況を伝えることが困難である。 ・安否確認時に安全な場所にいるかを確認する。 ・可能な限り本人の慣れた場所で家族がいれらるよう配慮する。

障害種別 障害名		障害内容	避難行動時のニーズ
身体 障 害	視覚障害	○見え方は、さまざまであり全く見えない人と見えにくい人がいる。見えにくい人は、見える範囲が狭かったり、明るさや暗さに目が慣れないなどの場合があり、違う色に見えてしまう場合がある。	○情報取得や他者とのコミュニケーションが困難なことから、意思疎通のための支援が必要である。 ○避難所では機材（放送・ハンドマイクなど）を使用した情報共有をおこなう等、配慮が必要である。
	聴覚障害	○全く聞こえない人や聞こえにくい人がいる。聞こえにくい人には、補聴器を利用することによって、聞こえやすくなる場合がある。	○障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・読話・筆談等）を確認し、必要な支援が必要である。
	音声機能、言語機能障害又はそしゃく機能障害	○音がつまったり、とぎれてしまうなど発音が困難な人がいる。病気や事故、また生まれつきにより言語機能障害を伴う人もいる。	○手話・筆談等によって状況を把握することが必要である。
	内部障害	内臓機能の障害であり、心臓・呼吸器・じん臓機能・膀胱または直腸機能・小腸・肝臓機能・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害が定められている。 全身の機能が低下して疲れやすい状態にあり、身体的負担を伴う行動に制限がある人もいる。	○心臓機能障害 ・災害時は逃げる際に走ったり、歩いたりすることで心臓に負担がかかる可能性がある。そのためペースメーカーを装着していることを周囲の人に伝えられるようにカードを携帯してもらう。 ○じん臓機能障害 ・かかりつけの医療機関に受診することができなくなってしまうため、人工腎臓（ダイヤライザー）の種類などの透析条件や血液型、年齢などを記載した「透析患者個人カード」を携帯する。 ・透析に対応した非常食を、1週間分程度確保しておく。

		○膀胱・直腸機能障害 ・災害時は、ストマ用具がなく交換ができない場合がある。ストマ用具は人によって使っている物品が異なるため、緊急時に備えて最低1組はストマ用具を携帯してもらう。また現在使用しているストマ用具を把握しておくようにする。 ・ストマ用具が異なって自分でケアができない人、自分でストマ用具を交換できない人の介助が必要である。
		○呼吸器機能障害 ・停電などにより人工呼吸器が利用できなくなる場合がある。呼吸状態の確認をおこない、呼吸状態が安定していて酸素の供給が継続できる状況であれば、まず安全なところに避難できるように誘導する。 ・酸素を使用している場では、火気には厳重に注意する必要がある。 ○その他（小腸・肝臓・免疫機能障害） ・常用薬が手に入りにくい状況も考えられるため、何の薬を飲んでいるかが分かるもの（お薬手帳など）を携帯するようにして、必要な薬は常に携帯しておくようにする。
	肢体不自由 ○手や足、体幹といった運動の機能に障害を持つことである。姿勢を保つことが困難なこともあり、杖や補装具、車いすを利用する人がいる。	○重度の身体障害の方は移動することが困難なため、やむを得ず、着替え・オムツ交換等を生活スペースでしなくてはならない場合がある。そのため間仕切り等でプライバシーが保たれるような工夫をする。

知的障害	○知的機能の障害がおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障を生じているため、何らかの支援を必要とする状態にあるものとされている。生活の支障は、お金の管理、読み書きや計算などが苦手とされているが、障害の程度はさまざまである。	○周囲とのコミュニケーションが十分にとれないことや環境の変化のために、災害時には精神的に不安定になることがある。そのため、気持ちを落ち着かせるように配慮をする。 ○安全な場所へ誘導する際は、何をするのかを具体的に伝える。
精神障害	○統合失調症やうつ病、アルコール依存症といった意識・感情・行動に障害があり、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。見た限りでは分からない障害であり、周囲から理解されにくく、悩みを抱えている人がいる。	○災害により、自宅が倒壊したり、通院先が外来を閉鎖していたりすることで定期薬がなくなり、病状悪化のリスクもある。服薬状況についても把握し、専門医療機関につなげるなどの支援が必要である。
発達障害	○広汎性発達障害（自閉症やアスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの脳機能障害である。コミュニケーションが苦手、人間関係を築くことが難しい。一方優れた能力が発揮される場合もあり、周囲から理解されにくい障害である。	○避難所では何のために並んでいるのかがわからないなど、状況を理解できないことがある。そのため具体的にわかりやすく、理解できる方法（実物、絵、図、文字等）で情報を伝える工夫をする必要がある。
難病	○原因が不明であり、治療方法が確立されていない疾患である。長期にわたって、生活に支障をきたすことがある。また日によって症状の変動が大きく、症状が見えにくいことが特徴的である。人によって周期はさまざまで、回復と悪化を繰り返すという特有の症状が見られる場合がある。	○普段服用している薬が特別な薬の場合、同じものがすぐに入手できない可能性がある。そのためお薬手帳と一緒に服用中の薬を余分に（最低約1週間分）保管しておく。 ○在宅酸素療法を行っている方は、日頃から火気厳禁であることに留意し、災害時にも火気には細心の注意を払う必要がある。周りにも理解を深めておく。

高次脳機能障害	○交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態である。高次脳機能障害は、外見からは障害があると分かりにくく、「見えない障害」や「隠れた障害」などと言われている。	○記憶障害（新しい出来事を覚えられない）や注意障害（ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする）がある。特に慣れない環境では、トイレや自分の居場所がわからず迷ったりすることがあり、常に見守りが必要である。
---------	---	---

参考資料2 名簿の様式（案） 別紙

参考資料3 返却報告書（案）

避難行動要支援者支援制度 リスト・台帳・地図 返却報告書（案）

平成 年 月 日

自治会名 _____

氏 名 _____

次のとおり 避難行動要支援者支援制度の

☐ リスト

☐ 台帳

☐ 地図

※（返却する項目にチェックをつけてください。）

を返却いたします。

注意 1 リストに掲載されている方の台帳があるか確認をお願いします。

注意 2 避難行動要支援者支援制度に係る全ての資料（リスト・台帳・地図）を返却ください。

.....
返却できない場合、その理由をお書きください。

☐ リスト

☐ 台帳

☐ 地図

※（返却できない項目にチェックをつけてください。）

（理由）

参考資料4 受領書兼誓約書（案）

第 号様式（第 条関係）

年 月 日

避難行動要支援者名簿（平常時）受領書兼誓約書

（あて先）

茅ヶ崎市長

自治会・自主防災組織・センター名 _____

住所（所在地） _____

会長・責任者名 _____

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度実施要綱（以下「要綱」という）第11条に基づき、避難行動要支援者名簿を受領いたしました。受領した避難行動要支援者名簿及び記録された情報は、要綱第7条に基づき、避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用いたします。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等の事故のないよう適切に管理いたします。

また、今後、追加登録、登録内容の変更に伴って受領する避難行動要支援者名簿についても同様の取り扱いといたします。

参考資料5 避難行動要支援者名簿管理責任者交代届（案）

第 号様式（第 条関係）

避難行動要支援者名簿管理責任者交代届

今般、{任期满了・その他（ ）}により、自治会・自主防災組織等の代表者を交代しました。

つきましては、茅ヶ崎市より受領している避難行動要支援者名簿を、新管理責任者に引き継ぎしましたのでご報告します。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等の事故のないよう適切に管理いたします。

平成 年 月 日

（あて先）
茅ヶ崎市長

自治会・自主防災組織等名_____

現代表者

住所_____

氏名_____

電話番号_____

新代表者

住所_____

氏名_____

電話番号_____

参考資料6 個別計画の様式（案）

氏名			電話番号	
住所			年齢	
世帯状況	日中	☐ ひとり暮らし ☐ 家族や保護者と同居（本人含む　　人）		
	夜間	☐ ひとり暮らし ☐ 家族や保護者と同居（本人含む　　人）		
日中の過ごし方		☐ 在宅 ☐ 通所している（施設名：　　） その他（　　）		
自力での避難の可否		☐ 可能 ☐ 不可能		
地域住民による手助けの必要性		☐ 必要 ☐ 不要		
避難所までの移動について		☐ 自力で歩行可能 ☐ 杖・歩行器が必要 ☐ 車いすが必要 ☐ 寝たきり ☐ その他（　　）		
コミュニケーションの可否		☐ 可能 ☐ 手段があれば可能 ☐ 不可能 └─┐ └─┘ [☐大きな声であれば会話できる ☐筆談 ☐手話 ☐ジェスチャー ☐その他（　　）]		
自治会加入		☐ 加入している ☐ 加入していない		
心身の状況及び配慮事項(自由記載欄)		(例：認知症の診断を受けている等)		
緊急連絡先				
氏名	電話番号	続柄	同居の有・無(該当に☑)	
			☐ 同居 ☐ 同居で無い	
氏名	電話番号	続柄	同居の有・無(該当に☑)	
			☐ 同居 ☐ 同居で無い	